

被害にあわれたことに対し、つつしんでお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、刑事手続や各種支援制度、相談窓口のほか、被害後のところと身体への影響などについて説明しています。

パンフレットの中で分からない点がある場合は、犯罪被害者支援室にご相談ください。

埼玉県警察 犯罪被害者支援室

(連絡先はP25をご覧ください)

埼玉県警察ホームページ内の「犯罪被害者支援」のページでも、サポートブックをはじめ支援に関する情報が掲載されています。スマートフォンでも閲覧できます。



埼玉県警察のホームページアドレス

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/higai/index.html>



犯罪被害者支援→
ページ



「サポートブック」→



目次

刑事手続の流れ	3
○ 犯人が 20 歳以上の場合	
○ 犯人が 14 歳以上 20 歳未満の場合	
○ 犯人が 14 歳未満の場合	
捜査へのご協力をお願い	8
こころと身体への影響について -カウンセリングのご案内-	10
被害にあわれた方が利用できる支援や制度	11
○ 警察における被害者支援	
○ 関係機関で行う主な被害者支援 法務省／裁判／少年犯罪／交通事故／公的援助制度	
各種相談窓口	23
○ 民間団体による被害者支援	
○ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	
○ 警察の相談窓口	
○ 他官庁・民間の相談窓口	
○ 交通事故関係の相談窓口	
○ 市町村の犯罪被害者支援総合的対応窓口	

★担当捜査員や支援担当者名前をメモしたり、名刺を貼り付けたりしておくと便利です。

氏名

連絡先

氏名

連絡先

刑事手続の流れ



質問：被害にあいました。どんなふう
に捜査したり、犯人を捕まえたり
するのですか？

犯人が20歳以上の場合

※ 犯人が少年（20歳未満）の場合は、P6～7をご覧ください。

捜査

捜査段階では、罪を犯したと疑われる犯人のことを、被疑者（ひぎしゃ）といいます。被疑者は必ず逮捕される訳ではなく、逮捕せずに捜査をすることが原則とされています。ただし、被疑者が逃亡したり、証拠を隠滅するおそれがあるなどの事情があれば、裁判所から令状の発付を受けるなどして逮捕する場合があります。

逮捕した場合、48時間以内に、被疑者の身柄と捜査状況を記録した書類や証拠を検察官（警察官とは違います）に送ります。

検察官は引き続き被疑者を拘束する必要があると認める場合は、裁判所に請求をします。裁判所が請求を認めると、最長20日間拘束されることとなります（全ての事件で20日間拘束されるものではありません）。

被疑者を逮捕しない場合は、被疑者を呼び出して取調べるなどし、捜査が終了した段階で捜査状況を記録した書類や証拠を検察官に送ります（在宅送致又は任意送致と言われます）。

起訴／不起訴

検察官は捜査の結果や証拠物、被疑者や関係者の供述状況などを検討して、被疑者を裁判にかけるか決定します。裁判にかける場合を起訴(きそ)、かけない場合を不起訴(ふきそ)といいます。

犯罪が明白であるときでも必ず起訴しなければならないものではなく、検察官は、被疑者の情状や犯罪の軽重等を考量して起訴・不起訴を決定します。

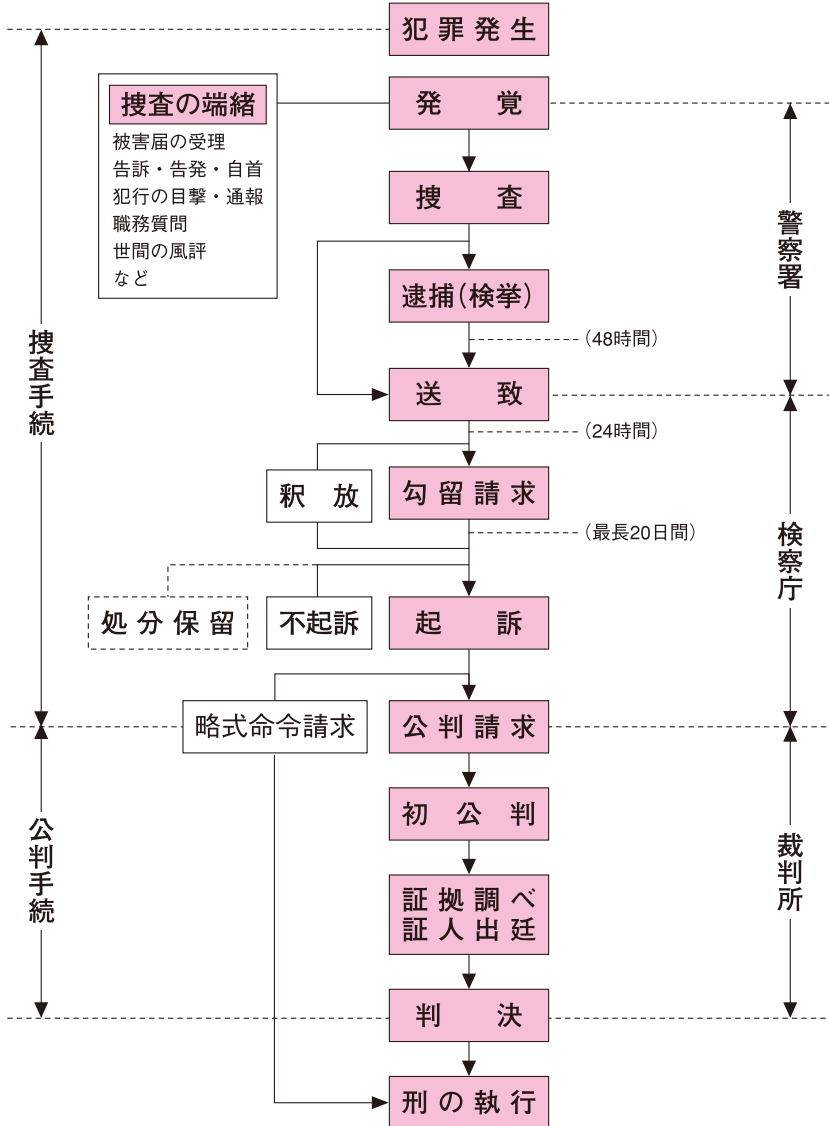
また、逮捕されたから必ず起訴されるものではなく、一方、身柄不拘束であっても起訴される場合もあります。

裁判（公判）

起訴された被疑者を被告人といいます。裁判(公判)が開かれると、事案に応じて被害者が証言したり、証拠が提示されるなどされ、最後に判決が言い渡されます。検察官又は被告人側のどちらか一方でも、判決に不服がある場合は、高等裁判所に訴えること(控訴：こうそ)もあります。裁判にかかる期間（判決までの期間）は、事案によって様々です。

MEMO :

刑事手続の一般的な流れ(20歳以上)





質問：犯人が少年の場合、どのような刑事手続きになりますか？

犯人が14歳以上20歳未満の場合

14歳以上の少年は、20歳以上の者と同じように捜査します。

懲役・禁錮等にあたる罪の場合は、警察から検察官に事件を送り、検察官による補充捜査が終わると、検察官は、処分についての意見をつけて、事件を家庭裁判所に送ります。

一方、罰金以下の罪の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

なお、特定少年(犯行時18歳、19歳)の事件は全ての事件を検察官に送ります。

犯人が14歳未満の場合

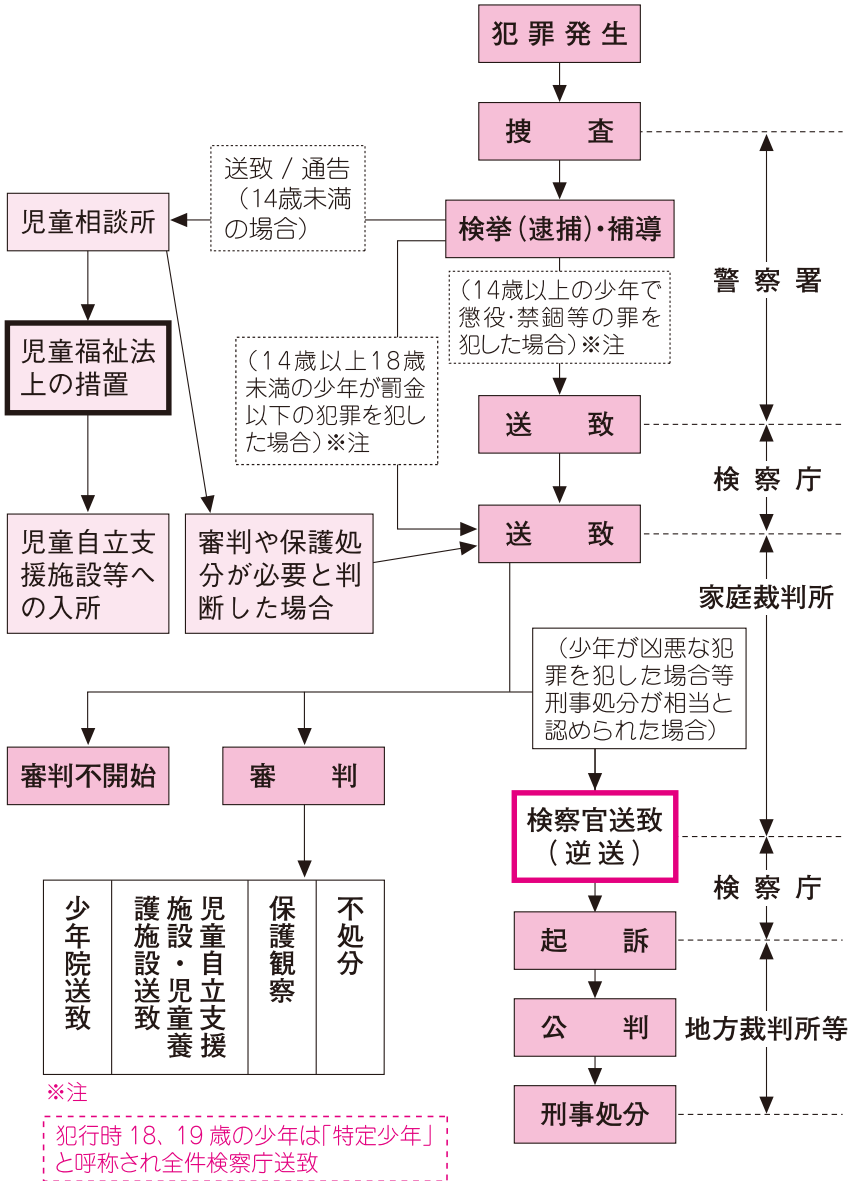
警察

- 14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査します。逮捕はできません。
- 調査の結果を児童相談所に通告するほか、家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、児童相談所に送ります。

児童相談所・家庭裁判所

- 児童相談所では、児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所など）をとるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は事件を家庭裁判所に送ります。
- 家庭裁判所に送られた少年は、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

刑事手続の一般的な流れ(少年)



捜査へのご協力をお願い

事情聴取

被害状況や犯人についてお聞きします。時間がかかる場合や何度も様々な角度から確認することもあります。事実を明らかにするため、必要がありおたずねするものですのでご理解ください。

実況見分・再現見分

実況見分は、犯罪や交通事故があった場所を特定したり、犯行に使われた物を計測するなどし、記録することで、犯罪等を立証する証拠とします。正確に行なわれたことを証明するため、立ち会っていただき、説明をお願いすることがありますので協力をお願いします。

再現見分は、被害者等を立会人として、立会人の指示に従って被害時の状況を再現して記録し、証拠とするものです（事案によっては人形を使用して再現する場合があります）。

いずれの場合も、正確に行われたことを証明するため、立会人を入れた写真を撮らせていただく場合があります。

証拠品の提出

事件に関係する物は、事実を立証する証拠として提出していただくことがあります。提出していただいた物は必要に応じて検察庁に引き継ぐため長期間お預かりする場合があります。早期に返還を希望される場合等は担当警察官へご相談ください。

犯人か否かの確認

犯人の可能性のある人物がいた場合、犯人に間違いがないか、警察署でその人物の顔や姿を確認していただくことがあります。相手方からは見えない特殊な鏡を使いますので、犯人と直接顔を合わせることはありません。また、何枚かの顔写真の中から、犯人の写真が含まれているか、確認していただく場合があります。犯人を特定するうえで重要な捜査ですので協力をお願いします。

なお、不安な点があれば、担当警察官にご相談ください。

検察官からの事情聴取・裁判への出廷

警察から検察官に事件を送致した後、検察官から、改めて被害の状況や犯人についてお聞きすることがあります。これは、検察官による聴取は証拠としての扱いが異なるためです。また、証人として裁判に出てほしいと求められることもあります。

ご注意を!

警察で撮影した犯罪によってケガをした箇所等の写真や、捜査のため提供していただいた電子メールやSNS等の送受信履歴等の捜査資料については、原則、警察から提供、返却することはできなくなります。

民事訴訟等で裁判所への提出を見込む場合は、ご自身でも、ケガ等を写真撮影するなど資料の保存・記録化をお願いします。

MEMO :

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

こころと身体への影響について —カウンセリングのご案内—

被害にあった後は、こころと身体に様々な影響があらわれることがあります。

このようなことはありませんか？

身 体

- 眠れない
- 朝起きられない
- 食欲がない
- 頭痛・腹痛
- 息苦しい

こころ

- 被害を思い出してしまう
- 怖い夢を見る
- 集中できない
- イライラする
- 怖い
- 緊張している
- 誰も信じられない
- 自分が悪かったと思う

生 活

- 外出できない
- 被害を思い出させるものや場所などを避ける

※お子さんの場合・・・

- 赤ちゃん返り（おねしょ、爪かみ、わがままな言動が増える）
- ひとりでいられず、誰かにそばにいてもらおうとする
- きょうだいやペットをいじめる
- 友だちとうまくあそべなくなる

大きなショックを受けた後は、誰でもこのような状態になることがあり、自然なことです。

十分に休んだり、安心できる環境を整えたり、周囲のサポートや支援を受けることで、少しずつ落ち着いていきます。

カウンセリングなどで自分の気持ちを話すことも回復に役立ちます。埼玉県警察犯罪被害者支援室では、臨床心理士によるカウンセリングを行っておりますので、ぜひご相談ください。

被害にあわれた方が利用できる支援や制度

質問：どのような支援や制度があるのですか？



警察における被害者支援

被害者連絡制度

被害にあわれた方のご希望に応じて、担当警察署より次のような連絡をしています。

捜査状況

※捜査に支障ない範囲

犯人の検挙状況

犯人の処分状況

※送致先検察庁、起訴
／不起訴等の処分状況等



カウンセリング

被害にあわれた方やご家族、ご遺族の方で、強いショックを受けたり、悩んでいた方のために、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

担当の警察官又は犯罪被害者支援室へご相談ください。



公費支出制度

一定の犯罪でケガをした場合や、性犯罪の被害にあわれた場合に、診断書料、初診料、緊急避妊費用などを警察が支出します。

該当する場合は、担当警察官からご案内しますが、不明な点をご確認ください。

*被害の内容などにより支出できない場合もあります。

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して、国が給付金を支給しています。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

遺族給付金

亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族

障害給付金

後遺障害(障害等級第1級から第14級に該当)が残った犯罪被害者本人

重傷病給付金

療養期間1か月以上、かつ入院3日以上を要する傷病を負った犯罪被害者本人

- ※ 重傷病給付金の傷病がPTSD等の精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度(医師の診断が必要)で該当します。
- ※ 給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は発生した日から7年を経過したときではできません。
- ※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。

国外犯罪被害弔慰金支給制度（交通事故関係以外）

日本国外において行われた犯罪行為により、

- 不慮の死を遂げた日本国民のご遺族に対して、国外犯罪被害弔慰金
- 障害が残った日本国民に対して、国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

MEMO :

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

関係機関で行う主な被害者支援



質問：裁判はいつ開かれるのか、犯人が刑務所からいつ出てくるのかなどを知りたいのですが、どうしたらいいですか？

法務省の各機関における支援制度（被害者等通知など）

被害にあわれた方などが利用できる事件の処分結果や刑事裁判の結果などに関する通知制度があります。

【詳しくは、各問合せ先（P27）にご確認ください】

- 下記1、3～5は、事件を取り扱った検察庁又は担当検察官
- 2は、さいたま第一検察審査会事務局
- 6は、保護観察所

1 検察庁の通知制度

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所
- 裁判が行われる日
- 裁判結果
- 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など
- 有罪確定後の犯人に関する事項

2 検察審査会への審査申立て

検察官は、被疑者を不起訴処分にすることがありますが、検察審査会は不起訴処分の審査をする機関です。

被害にあわれた方や犯罪を告訴した人などは、不起訴処分を不服として審査会に申立てすることができます。

3 仮釈放の審理に関する通知

受刑中の加害者の仮釈放は、地方更生保護委員会の審理を経て決定します。

- 仮釈放審理を開始した年月日など
- 仮釈放審理の結果など

4 保護観察所からの通知

保護観察は、加害者が保護観察付きの執行猶予判決を受けた場合や刑務所を仮釈放になった場合に開始されます。

- 保護観察の開始年月日、終了予定年月日など
- 保護観察期間中の処遇状況(おおむね6か月ごとに通知)
- 保護観察が終了した年月日など

5 心神喪失者等から被害を受けた方への被害者支援

殺人などの重大な犯罪を行った者が、心神喪失等の理由で不起訴処分や無罪などが確定した場合、裁判所に申立てを行います。裁判所は審判を行って、入院させるかなどを決定します。

被害にあわれた方は、申出をして、審判を傍聴することができます。結果について裁判所から通知を受けることができます。

6 医療観察法における情報提供

加害者に医療観察法が適用された場合に利用できる情報提供です。

- 加害者の氏名
- 処遇段階(入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了)とその開始・終了年月日
- 地域社会における処遇中の状況に関する事項

MEMO :

裁判における支援制度



質問：刑事裁判が開かれます。
どのような支援制度がありますか？

被害にあわれた方などが、刑事裁判に参加したり、証言したり、裁判の記録を見たりしたい場合、様々な支援の制度があります。
【詳しくは、各問合せ先（P27）にご確認ください】

制度	内容	問合せ先
被害者参加制度	故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や、過失運転致死傷罪などの被害にあわれた方やご遺族の方は、刑事裁判に参加できます。	検察庁
被害者参加旅費等支給制度	刑事裁判に被害者参加人として出席した場合、旅費(交通費)、日当や宿泊費が支給されます。	法テラス 又は 裁判所
被害者国選弁護士制度	被害者参加をされる方が、資力が乏しい場合、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度です。	法テラス
優先的傍聴	裁判の傍聴希望者が多い場合、被害にあわれた方などの事前の申出があれば、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮がなされます。	検察庁 又は 裁判所

制 度	内 容	問合せ先
刑事事件の記録の閲覧・コピー	第一回目の裁判の日の後から終結までの間、裁判所にある刑事事件の記録を見たり、コピーしたりできます。	検察庁 又は 裁判所
情報の保護	性犯罪等の被害にあわれた方の氏名などについて、裁判で公にしないよう希望できます。	検察庁
裁判で証言する場合の不安等緩和措置	証言の時、不安を軽くする工夫があります。 ○ 証人への付添い ○ ついたて等の遮へい物の設置 ○ ビデオリンク方式の証言 (別室からモニターを通じて証言)	検察庁
意見陳述	犯罪被害に関する心情や、その他事件に関する意見を述べることができます。	検察庁
刑事和解	被告人と和解（示談）した場合、被告人と共同で申し立てることで、示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうように求めることができます。 民事裁判を起こさなくても強制執行の手続をとることができます。	裁判所 又は 検察庁
損害賠償命令制度	殺人や傷害などの故意の犯罪行為による被害にあわれた方などが、刑事事件を担当した裁判所に対し、加害者に損害賠償を命じるように求めることができます。	裁判所 又は 検察庁

少年犯罪で利用できる支援制度

被害にあわれた方などが申出をして認められた場合、以下のよう
な制度を利用することができます。

【詳しくは、問合せ先（P27）にご確認ください】

制 度	内 容	問合せ先
少年事件の 記録の閲覧 ・コピー	審判（少年の場合の裁判）の 開始が決定した事件について、 事件記録を見たり、コピーした りできます。	家庭裁判所
意見聴取制度	裁判官や家庭裁判所の調査官 に、気持ちや事件についての意 見を述べることができます。	
少年審判状況 の説明	審判の状況について、説明を 受けることができます。	
審判結果等の 通知	家庭裁判所から、少年の審判結 果等の通知を受けることができま す。	
少年審判の 傍聴	故意の犯罪で人を死傷させた 事件や過失運転致死傷罪などの 事件の被害にあわれた方など は、少年審判の傍聴が認められ ることがあります。 ※12歳未満の少年の事件は除 く。	家庭裁判所
少年審判後の 被害者等通知 制度	審判で、保護処分を受けた加 害少年の少年院における処遇状 況や仮退院審理に関する情報、 保護観察中の処遇状況等につい て通知を受けることができま す。	少年鑑別所 又は 保護観察所

交通事故で利用できる支援制度

制度	内容	申出先
自動車 保険制度 ※ 強制保 険(自賠責 保険)と任 意保険が あります	<自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)> 自動車の持ち主等が加入を義務づけられている保険で、支払限度額があります。物損被害は対象になりません。 請求は加害者からだけでなく被害にあわれた方からも事故を起こした自動車が契約している保険会社などにできます。	相手の 保険会社
	<任意保険> 自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険です。被害にあわれた方などからも請求できます。保険会社等へお問い合わせください。	各自の 保険会社 相手の 保険会社

● 自賠責保険 (共済) 請求 提出書類一覧表 ●

必要書類		加害者請求			被害者請求				
		死亡	後遺 障害	傷害	死亡	後遺 障害	傷害	仮渡金	
請求書	保険金(共済金)支払請求書	○	○	○					
	損害賠償額支払請求書				○	○	○		
	仮渡金支払請求書							○	○
	交通事故証明書(人身事故)	○	○	○	○	○	○	○	○
	事故発生状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
	医師の診断書又は死体検案書(死亡診断書)	○	○	○	○	○	○	○	○
	診療報酬明細書	○	○	○	○	○			
	通院交通費明細書	○		○	○		○		
	付添看護自認書又は看護料領収書	○		○	○		○		
	休業損害証明書又は確定申告書(控)など	○	○	○	○	○	○		
	加害者の支払いを証する領収書	○	○	○					
	示談書(示談成立の場合)	○	○	○					
	請求者の印鑑証明	○	○	○	○	○	○	○	○
	委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍謄本	○			○			○	
	後遺障害診断書		○			○			
	レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

※マイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、マイナンバー部分を塗りつぶして提出。

※加害者請求の期限: 被害者や病院などに損害賠償金を支払った翌日から3年以内。

※被害者請求の期限: 障害の場合は事故が起こった翌日から、死亡の場合は死亡した翌日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した翌日から、それぞれ3年以内。

質問： ひき逃げ被害にあいました。救済制度はないのでしょうか？犯人には損害賠償などを請求したいのですが、どこに相談したらいいですか？



制度	内 容	相談先
政府保障事業（自動車損害賠償保障事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひき逃げ事故や無保険・盗難車による事故の場合、自賠償保険から救済が受けられないことがあります。このような被害にあわれた方に対し、政府が損害の補償を行う制度です。各損害保険会社などで請求手続を行ってください。 ○ 法定限度額 死亡：3,000万円 後遺障害：75万円～4,000万円 （後遺障害等級により定められている） 傷害：120万円 ※健康保険等による給付がある場合や、被害にあわれた方に重大な過失がある場合等はその額が減額されます。 ○ 請求できる方 被害にあわれた方（死亡、重度後遺障害等で本人が請求できない場合は法定相続人など） ○ 請求できる期間 死亡：死亡日から3年以内 後遺障害：症状固定日から3年以内 傷害：事故発生日から3年以内 	各損害保険会社など
損害賠償請求制度	<p>自動車や原動機付自転車を運転する者が、人を死傷させた時は賠償する責任があります。この請求手続は刑事手続とは異なり、警察が直接関与することはありません。</p>	各自の任意保険会社 弁護士 法律相談

公的援助制度



質問：被害にあい、ケガをしました。治療費もかかるし、収入も減り、生活が苦しいです。何か使える制度はありませんか？

公的援助制度には、医療・福祉や経済的な支援など様々なものがあります。

埼玉県防犯・交通安全課では、被害にあわれた方の相談に応じて、公的援助制度に関する情報提供を行っています。

また、各種支援がスムーズに受けられるよう関係機関・団体との連絡調整を行っていますので下記へご相談ください。

相談先：埼玉県防犯・交通安全課（分室）
犯罪被害者支援担当 048-710-5036

	制度	内容	問合せ先
医療費負担の軽減	第三者行為による傷病届等	健康保険証の発行機関に「第三者行為による傷病届」等を提出することで、健康保険で治療を受けることができます。	各健康保険証の発行機関
	高額療養費制度	健康保険による自己負担額が、一定額を超えた場合、超えた金額の払戻しが受けられます。	
	高額療養費の貸付(立替)制度	当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。	
	限度額適用認定証の利用	高額な医療費がかかる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関などの窓口で提示すると、ひと月の支払額が自己負担限度額までになります。	
	税法上の救済制度	被害にあわれた方にも適用される所得控除があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費控除 ・ 障害者控除 ・ 寡婦(寡夫)控除 	最寄りの税務署

	制度	内 容	問合せ先
福祉制度	ひとり親福祉	母子・父子家庭について、生活や住宅資金等の貸付、医療費助成、就業支援などの支援を受けることができます。	お住まいの市役所・町村役場（犯罪被害に関する総合的対応窓口）【P31～32】
	児童福祉	児童について、各種手当の受給、医療費の助成、就学等の援助、その他生活支援などの支援を受けることができます。	
	障害者福祉	障害者について、各種手当の受給、医療費の助成、就労の援助、その他訪問介護やデイサービスなどの支援を受けることができます。	
	高齢者福祉	高齢者について、訪問介護、デイサービスや施設入所等の支援を受けることができます。	
	生活保護	生活困窮からの自立を促すために、その困窮の程度に応じて、生活扶助や医療扶助などの必要な保護を受けることができます。	
経済的支援	見舞金制度	犯罪被害について見舞金制度を設けている市町村があります。	お住まいの市町村社会福祉協議会
	貸付金制度	収入が無くなった又は減少して低所得となった世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対しては、無(低)利子での生活福祉資金貸付制度があります。	
住宅確保についての支援制度(公営住宅の提供)		犯罪被害により自宅に住むことが困難になった方への支援があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅の期限付き入居 ・ 県営住宅の抽選優遇 	埼玉県防犯・交通安全課
		市営住宅の入居について支援を設けている市もあります。 ※さいたま市、川口市、飯能市、深谷市、入間市、志木市 (令和5年4月現在)	お住まいの市役所・町村役場（犯罪被害に関する総合的対応窓口）【P31～32】

各種相談窓口

民間団体(埼玉犯罪被害者援助センター)による被害者支援

質問：民間による被害者支援はありますか？



公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターは、公的機関だけでは対応できない様々な被害者支援を行っている民間団体です。

埼玉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されており、職員には守秘義務があるため、個人情報外部へもれることはありません。

○ 活動内容

- ・ 電話、面接相談
- ・ 被害者支援に関する情報提供
- ・ 直接的支援
(警察署、裁判所、病院等への付添い、生活支援のための自宅訪問など)

○ 警察からの情報提供制度

被害にあわれた方が、繰り返し、被害について話さなくてよいように、被害にあわれた方からの同意を得た上で、警察から埼玉犯罪被害者援助センターに以下の点をお伝えします。

- ①住所、氏名 ②罪名 ③被害日時 ④被害場所
- ⑤被害程度、概要 ⑥希望する支援の内容・・・など

※早期援助団体とは・・・

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条」に基づき、公安委員会により指定された団体で、犯罪被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的としている団体です。

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター



質問：どこに相談していいのかわからないのですが、どうしたらいいですか？

埼玉県では、被害者支援専門の3機関が集まり、一度に複数機関の支援を利用できる「ワンストップ支援体制」をとっています。「これからどうしていけばよいのか」、「何から相談したらよいのか分からない」という場合はご相談ください。各種支援のほか、今後の方向性や関係窓口などを探すお手伝いをします。

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

ぬめのご相談は わんずとっぷ
総合対応電話：0120-735-001（フリーダイヤル）
一部IP電話など：048-862-0001（通話料有料）

さいたま市南区沼影1-10-1武蔵浦和合同庁舎(5F)3階
月曜～金曜(祝休日・年末年始除く)8:30～17:15
援助センターのみ17:00まで



コバトン

埼玉県防犯・交通安全課(分室) 犯罪被害者支援担当

- 生活上の困りごとに関する情報提供・助言
- 市町村・関係機関との連絡・調整
- 被害者支援の理解を深める広報・啓発

埼玉県警察犯罪被害者支援室

- 被害直後からの早期支援
- フリーダイヤルでの電話相談
- カウンセリング
- 刑事手続の説明や付添い支援



ポッポくん

公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター

- 裁判所などへの付添い支援
- 電話や面接による相談
- 弁護士相談
- カウンセリング



ココロンちゃん

警察の相談窓口

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
犯罪被害に関する相談 犯罪被害による こころの悩み	犯罪被害者支援室 ☎ 0120-381858	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く)
犯罪被害給付 制度	犯罪被害者支援室 ☎ 048-832-0110 (代表)	8:30～17:15
性犯罪被害に関 する相談	性犯罪被害相談電話全国共通番号 ハートさん ☎ #8103 (プッシュ回線) ※#8103が使用できない電話機か らは0120-83-8103	24時間 ※発信地を管轄する各 都道府県警察の性犯 罪相談窓口につなが ります。 ただし、月～金曜日 8:30～17:15(祝 休日・年末年始除く) 以外の時間は、警察 本部の当直勤務員が 対応します。
警察業務に関す る各種相談、意 見・要望等	けいさつ総合相談センター ☎ #9110(プッシュ回線) ※#9110が使用できない電話機か らは048-822-9110	24時間 ただし、月～金曜日 8:30～17:15(祝 休日・年末年始除く) 以外の時間は、警察 本部の当直勤務員が 対応します。
電車内の痴漢被 害に関する相談	痴漢被害相談所(鉄道警察隊) ☎ 048-641-0599	24時間
少年相談(非行 やいじめ、犯罪 被害等の少年問 題に関する心理 面の相談)	少年サポートセンター 「保護者等用」 ☎ 048-865-4152 「少年用(ヤングテレホンコーナー)」 ☎ 048-861-1152	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:15

他官庁・民間の相談窓口

※最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください。

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
犯罪被害に関する相談 精神科医・産婦人科医の紹介 法律相談・カウンセリング(予約制)	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター ☎ 048-865-7830 <small>なやみぜろ</small>	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
	※上記開設時間を除く7:30～22:00(年末年始以外毎日開設)は、「犯罪被害者等電話相談0570-783-554」 <small>なやみはここよ</small> において対応します。	
性暴力被害に関する相談(電話・面接) 付添い支援 弁護士による法律相談 医療機関の受診 (性感感染症検査などの医療的な支援、精神科の受診)	性暴力等犯罪被害専用電話 アイリスホットライン 〈フリーダイヤル〉 ☎ 0120-31-8341 <small>彩の国 やさしい</small> 〈全国共通短縮ダイヤル〉 ☎ #8891(プッシュ回線) ※一部IP電話などフリーダイヤル及び#8891が使用できない電話機からは ☎ 048-839-8341 <small>やさしい</small> 〈Web(メール)相談受付〉 https://www.svsc8080.jp/iris/ 〈オンライン相談・面接(Zoom)〉 ※事前に要相談	24時間
性感感染症・エイズについての相談	埼玉県エイズホットライン ☎ 048-764-3030	月・水・金曜日 (祝休日・年末年始除く) 10:00～16:00
各種公的援助制度に関する情報提供・助言 生活上の困りごとに関する情報提供・助言 市町村・関係機関との連絡・調整 被害者支援の理解を深める広報・啓発	埼玉県防犯・交通安全課(分室) 犯罪被害者支援担当 ☎ 048-710-5036	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:15

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
被害者等通知制度 被害者参加制度 優先傍聴等	さいたま地方検察庁 刑事政策総合支援室 被害者ホットライン ☎ 048-863-2298	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
刑事事件の記録の 閲覧・コピー、損害 賠償命令制度等	さいたま地方裁判所 刑事訟廷事務室 ☎ 048-863-8692	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
少年事件の記録の 閲覧・コピー、意見 聴取制度、審判 結果等の通知等	さいたま家庭裁判所 少年部(本庁) ☎ 048-863-4953	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
少年審判後の被害 者等通知制度等	さいたま少年鑑別所 ☎ 048-864-5858	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
少年審判後の被害 者等通知制度、医 療観察法における 情報提供等	さいたま保護観察所 被害者相談窓口 ☎ 048-861-8843	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
検察審査会への審 査申立て	さいたま第一検察審査会 事務局 ☎ 048-863-8714	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
被害者参加旅費等 支給 犯罪被害者支援の 経験や理解のある 弁護士の紹介 被害者参加事件の 国選弁護士選定請 求の受付	日本司法支援センター(法テラス) 〈犯罪被害者支援ダイヤル〉 ☎ 0120-079714 〈法的トラブル等に関する 情報提供〉 ☎ 0570-078374 ※固定電話からは全国一律3分8.5円 (税別)	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜・祝休日・ 年末年始除く)
被害者参加、示談・ 損害賠償、その他 犯罪被害者に関す る法律相談全般	埼玉弁護士会 犯罪被害者支援センター ☎ 048-837-8760	水曜日 13:00～16:00 毎月第1・第3水曜日 18:00～20:00 (祝休日・年末年始除く)

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
保護者又は本人が 犯罪に遭遇し、学 資の支弁が困難に なった家庭のお子 様（高校生以上） への奨学金の給付	日本財団 まごころ奨学金 ☎ 03-6229-5111	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
犯罪被害により死 亡又は重障害を負 った方の子弟（小 学校入学3年前か ら）への奨学金の 給与及び犯罪被害 者等への支援金の 給付	公益財団法人 犯罪被害救援基金 ☎ 03-5226-1020	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:30～18:00

MEMO :

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

交通事故関係の相談窓口

※最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください。

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
交通事故に関する賠償額の算定の仕方、保険金の請求方法、示談の仕方、訴訟・調停の活用方法など	埼玉県交通事故相談所 ☎ 048-830-2963	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 ※相談受付は16:30まで
交通事故に関する損害保険についての相談、損害保険会社に対する苦情の受付や紛争解決の支援	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎ 0570-022808 (ナビダイヤル全国共通、 通話料有料) 又は03-4332-5241	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:15～17:00
交通遺児等生活資金無利子貸付交通遺児友の会の活動 自動車事故で重度の後遺障害を負われた方への介護料の支給	独立行政法人 自動車事故対策機構 NASVA(ナスバ)埼玉支所 ☎ 048-824-1945	月～金曜日及び 第1・3土曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～11:45 12:45～16:00 ※ただし土曜日開業した 翌週の月曜日は振替休業
交通遺児育成基金事業	公益財団法人 交通遺児育成基金 ☎ 0120-16-3611	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
交通事故で死亡又は重い後遺障害のため、働けなくなった家庭のお子様たちに対する奨学金の貸与・給付	公益財団法人 交通遺児育英会 ☎ 0120-521286	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:30

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
交通事故に関する相談	一般財団法人 埼玉県交通安全協会 ☎ 048-824-3050	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
高速道路上の交通事故で死亡した方のお子様で経済的に修学困難な高校生等への給付	一般財団法人 道路厚生会 ☎ 03-6674-1761 https://www.douro-kouseikai.org/	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00
交通事故により死亡又は重い障害を負った保護者に養育されている児童又は生徒を対象に援護金及び援護一時金を給付	埼玉県交通安全対策協議会 ☎ 048-825-2011 埼玉県防犯・交通安全課 ☎ 048-830-2955 交通事故被害者のご家族への 援護金のしおり https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/soudankyuhu/koutuengoseido.html	月～金曜日及び (祝休日・年末年始除く) 8:30～12:00 13:00～17:15

市町村の犯罪被害者支援総合的対応窓口

生活相談、福祉・医療サービスの案内などの支援が受けられます。
 ※月～金曜日(祝休日・年末年始除く)
 8:30～17:15(ただし、吉川市、ときがわ町は17:00まで)

地区区分	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
南 部	川 口 市	危機管理部防犯対策室	048-242-6361 内線 12404
	蕨 市	市民生活部市民活動推進室	048-433-7745
	戸 田 市	市民生活部くらし安心課	048-441-1800 内線 262
南西部	朝 霞 市	危機管理室	048-463-1788
	志 木 市	市民生活部市民活動推進課	048-473-1111 内線 2095
	和 光 市	危機管理室	048-464-1111 内線 2386
	新 座 市	危機管理室	048-423-2573
	富士見市	協働推進部協働推進課	049-251-2711 (代表)
	ふじみ野市	市民生活部市民総合相談室	049-262-9025
	三 芳 町	自治安心課	049-258-0019 (代表)
	東 部	春日部市	市民生活部くらしの安全課
草 加 市	市民生活部くらし安全課	048-922-3607	
越 谷 市	市民協働部くらし安心課	048-963-9185	
八 潮 市	生活安全部交通防犯課	048-996-2111 内線 308	
三 郷 市	市民生活部生活安全課	048-930-7724	
吉 川 市	市民生活部危機管理課	048-940-1072	
松 伏 町	総務課	048-991-1895	
さいたま	さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	048-829-1213
県 央	鴻 巣 市	市民生活部自治振興課	048-541-1321 内線 3115
	上 尾 市	市民生活部交通防犯課	048-775-5138
	桶 川 市	環境経済部安心安全課	048-788-4927
	北 本 市	市民経済部くらし安全課	048-594-5522
	伊 奈 町	危機管理課	048-721-2111 内線 2283
川越比企	川 越 市	市民部防犯・交通安全課	049-224-5721
	東松山市	市民生活部人権市民相談課	0493-21-1416
	坂 戸 市	総務部防災安全課	049-283-1331 (代表)
	鶴ヶ島市	市民生活部生活環境課	049-271-1111
	毛呂山町	生活環境課	049-295-2112 内線 173
	越 生 町	総務課	049-292-3121 (代表)
	滑 川 町	総務政策課	0493-56-2211 内線 127
	嵐 山 町	福祉課	0493-62-0716

地区区分	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
	小川町	防災地域支援課	0493-72-1221(代表)
	川島町	総務課	049-299-1753
	吉見町	自治財政課	0493-54-1515
	鳩山町	総務課	049-296-1214
	ときがわ町	総務課	0493-66-0222
	東秩父村	総務課	0493-82-1221(代表)
西部	所沢市	市民部防犯交通安全課防犯対策室	04-2998-9090
	飯能市	市民生活部生活安全課	042-973-2126
	狭山市	市民部市民相談課	04-2937-5843
	入間市	市民生活部交通防犯課	04-2964-1111
		内線3355・3356	
	日高市	総務部危機管理課	042-989-2111(代表)
利根	行田市	市民生活部地域活動推進課	048-556-1111(代表)
	加須市	環境安全部交通防犯課	0480-62-1111
			内線271・272
	羽生市	総務部地域振興課	048-561-1121(代表)
	久喜市	市民部市民生活課	0480-22-1111
	蓮田市	総合政策部危機管理課	048-765-1734
	幸手市	市民生活部危機管理防災課	0480-43-1111内線583
	白岡市	総務部安心安全課	0480-92-1111内線372
	宮代町	総務課人権推進室	0480-34-1111内線210
	杉戸町	危機管理課	0480-33-1111(代表)
北部	熊谷市	市民部安心安全課	048-524-1386
	本庄市	市民生活部危機管理課	0495-25-1184
	深谷市	協働推進部人権政策課	048-574-6643
	美里町	福祉課社会福祉係	0495-76-5132
	神川町	総務課	0495-77-2114
	上里町	町民福祉課	0495-35-1224
	寄居町	人権推進課	048-581-2121(代表)
	秩父市	市民部市民生活課	0494-26-1133
秩父	横瀬町	総務課	0494-25-0111(代表)
	皆野町	総務課	0494-62-1231
	長瀬町	総務課	0494-69-1110
	小鹿野町	住民生活課	0494-75-4170

※最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

(令和5年10月改訂)